

広島県告示第八百二十一号

広島県営住宅における令和六年度の住宅ごとの家賃額及び近傍同種の住宅の家賃額を次のとおり定めた。

なお、住宅ごとの収入区分別の詳細な家賃額並びに住戸ごとの近傍同種の住宅の家賃額及び法定限度額については、その関係図書を広島県土木建築局住宅課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

住宅の名称	位 置	家 賃 額	近傍同種の住宅の家賃額(最高額)
県営熊野住宅	安芸郡熊野町	七、五〇〇から 一三三、七〇〇まで	一三三、七〇〇
県営引野住宅	福山市引野町南一丁目	一〇、〇〇〇から 一三八、三〇〇まで	一三八、三〇〇